



## 役員報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク（以下「この法人」という。）の定款第 19 条の規定に基づき、この法人の役員（第 13 条で定義される。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の額)

第 2 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 120 万円を超えない範囲で、理事会において定める。

2 監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 10 万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。常勤でない監事は、常勤の監事が設置されていない場合、本項の規定により定められた監事の報酬等の額を、理事会に報告するものとする。

3 代表理事及び業務執行理事を除く理事、監事に対して、講師謝金等及び執筆謝金等を支給する場合には、別表の基準に基づき支給する。

### (賞与、退職慰労金等)

第 3 条 この法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

### (報酬等の支払方法)

第 5 条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 12 で除した金額（ただし、計算の結果、1,000 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を毎月 10 日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

2 常勤でない理事に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

3 常勤でない監事に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 3 月末日までに、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

### (費用)

第 6 条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。



(改定)

第 7 条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。



<別表>

講師謝金等 1 時間あたり 10,000 円

執筆謝金等 400 字あたり 2,000 円